

諮問番号：諮問第 197 号

答申番号：答申第 197 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 平成 30 年 10 月 26 日、審査請求人は、法に基づき、福岡県知事に対して宗像市長を経由して特別児童扶養手当認定請求書及び添付資料を提出し、手当の受給資格及び手当の額についての認定請求を処分庁に対して行った（法第 5 条第 1 項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号。以下「施行規則」という。）第 1 条及び第 15 条）。

平成 30 年 12 月 14 日、処分庁は特別児童扶養手当認定請求却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）記載のとおり、審査請求人の右請求を却下として処分した。

「※通知書に記載された本件処分の理由「対象障害児が支給要件である特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 5 項別表第三のいずれの号にも該当しないため。」

- (2) ところで、本件処分通知書とともに同封された福岡県福祉労働部児童家庭課長発 30 児第 166 号－12「特別児童扶養手当の新規認定請求却下について」（以下「課長通知」という。）によると、却下の理由の要旨は次のとおりである。

「提出された診断書等に基づき総合的に審査した。初診日に診断書が作成されており、専門的なかわりがなされていないため、法所定の認定基準に該当するか判断できない」。

- (3) (1) により、「該当しない」と判断され、処分がなされているのに対し、(2) において、「該当するか判断できない」とある。同一の行政手続き中において、内容が矛盾している行政文書が発行されていることは、甚だ疑問である。
- (4) 本件請求のように、診断書等のみによって判断が困難な場合の取り扱いについては、所管省庁である厚生労働省より都道府県知事に対し、特別児童扶養手当認定請求を認定するに当たって具体的な認定基準の判断につき通知「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）がなされている。右通知には、「障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと」とされている。
- (5) 福岡県知事より(4)の行為はなされていない。
- (6) つまり、特別児童扶養手当認定請求において法により規定がなされている診断書等の資料にて判断ができない場合は、その認定請求を即時に却下するのではなく、請求者に追加の資料等を提出させるなどの手続を経た上で判断し処分がなされるべき旨が所管官庁から都道府県知事に対して通達が行われている。また、通達は法令ではないが、その内容は公務員のみでなく私人にも広く公開され、今日私人においても行政行為は通達に基づき行われることが認識されている。にも関わらず、(4)の通達に記載されている手続を欠いた本件処分には瑕疵がある、と審査請求人は考える。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適切に行われており、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

- (1) 特別児童扶養手当認定診断書（別添5 知的障害・精神の障害用）（以下「本件診断書」という。）において審査請求人の子（以下「対象児童」という。）の障害は自閉症スペクトラム障害とされている。

次に、対象児童の障害の程度についてみると、発達障害関連症状として、「相互的な社会関係の質的障害」「言語コミュニケーションの障害」「限定した常同的で反復的な

関心と行動」の項目に該当があり、その程度、症状等について、「待つのが苦手」「他の子とうまく遊べない」「新しいことや場所が苦手」「感覚（音）過敏」との記載がある。また、日常生活の能力の程度として、食事は「半介助」、洗面は「自立」、排泄は「半介助」、衣服は「着れない」、入浴は「全介助」、危険物は「大体わかる」、睡眠は「時々不眠」と記載されている。これらのことから、対象児童の障害の程度は、局長通知の別添1「特別児童扶養手当障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）」第7節第2項Eに定める発達障害の認定基準2級である「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」に該当するとも考えられる。

しかしながら、認定基準では、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めることとされている（第7節第2項Eの(4)）。本件診断書作成時点において、対象児童は4歳と幼少であり、身体的機能又は精神的機能が発達途中である可能性が高いことを考慮すれば、本件診断書の記載事項は年齢相応の周囲の援助や注意の必要度合いから著しく乖離したものとまでは認められないとした処分庁の判断は、認定基準に基づき対象児童の日常生活能力等を判定したものであり、不合理なものとは認められない。

また、処分庁は、局長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）第3の(1)より置かれた医師の意見を聴取するという慎重な手続を踏んだ上で判断しており、その判断が誤りであるということとはできない。

したがって、認定基準第7節第2項Eの2級相当である「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」には該当しないとして本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

- (2) なお、審査請求人は本件審査請求において、課長通知に「提出された診断書等に基づき総合的に審査した。初診日に診断書が作成されており、専門的なかわりがなされていないため、法所定の認定基準に該当するか判断できない」と記載されていることから、認定要領第2の(4)に基づき、法により規定がなされている診断書等の資料にて判断ができない場合は、その認定請求を即時に却下するのではなく、請求者に追加の資料等を提出させるなどの手続を経た上で判断し処分がなされるべきであると主

張している。

しかしながら、処分庁は、認定基準に基づき対象児童の障害の状態を判定し、その上で、「しばらく様子を見た上で、認定基準に該当すると思われる場合は再度申請を行ってください。」と記載された課長通知を発出している。課長通知の内容は、今後対象児童の障害の状態が認定基準に該当するようであれば再度認定請求をするよう促したものであり、対象児童の障害の認定が困難な場合に該当するという趣旨のものではないことが読み取れる。

したがって、処分庁が対象児童の療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行わなかったものであると判断することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 5 年 3 月 23 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 5 月 17 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の受給資格の認定は、申請時に提出された診断書の記載内容に基づき、認定基準に沿って行われるものである。

本件診断書に記載された対象児童の発達障害関連の症状を見ると、当該児童の状態は認定基準 2 級に該当するとも考えられる。しかしながら、認定基準では、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めることとされているところ、本件診断書作成時点において、対象児童は 4 歳と幼少であり、身体的機能又は精神的機能が発達途中である可能性が高いことを考慮すれば、本件診断書に記載された内容は、対象児童について年齢相応の周囲の援助や注意が必要であることを示すものと解すべきである。

また、処分庁は、認定要領第 3 の(1)により置かれた医師の判定を踏まえた上で、対象児童は認定基準第 7 節第 2 項 E の(3)の 2 級相当には該当しないとして判断しており、こ

の判断に基づき処分庁が本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

なお、付言すると、「認定要領第2の(4)に基づき、診断書等の資料にて判断ができない場合は、その認定請求を即時に却下するのではなく、請求者に追加の資料等を提出させるなどの手続を経た上で判断し処分がなされるべきである」との審査請求人の主張は、課長通知に「2級相当（中略）に該当するか判断ができません。」と記載されていることをうけたものであると考えられる。この記載について、処分庁は「現時点で認定基準に該当するとの判断はできない」という趣旨であると主張しているが、「該当する『か』判断できない」と「該当する『と』判断できない」では意味合いが異なるといわざるを得ず、課長通知に記載された却下の理由は、表現において正確さを欠いているといえる。

申請に対して拒否処分をするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、理由を提示するのが原則であり、その趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるところにあると解される（最高裁第三小法廷平成23年6月7日判決・民集65巻4号2081頁参照）。

よって、処分庁におかれては、その正確な記載について、今後十分に留意していただきたい。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子